定款

平成 26年 6月 27日 改定

ミサワホーム株式会社

定款

制 定 平成15年8月1日 第1次改定 平成16年1月29日 第2次改定 平成17年4月21日 第3次改定 平成17年4月21日 第4次改定 平成17年4月21日 第5次改定 平成17年6月29日 第6次改定 平成19年6月28日 第7次改定 平成21年6月29日 第7次改定 平成21年6月29日 第10次改定 平成24年2月21日 第11次改定 平成24年2月21日 第11次改定 平成24年6月28日

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、ミサワホーム株式会社と称し、英文では、MISAWA HOMES CO.,LTD.と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。

- ① 建物及び構築物の部材の製造及び販売
- ② 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び清掃施設工事の設計、請負、施工及び監理
- ③ 土地の開発及び造成並びにそれらの請負
- ④ 地域開発、都市開発及び環境整備の企画、設計、監理及び請負
- ⑤ 不動産の売買、交換、賃貸、仲介、管理及び鑑定
- ⑥ 不動産及び動産のリース業

- ⑦ 建設資材、建設設備機器、建設機械装置、家具及び室内装飾品の設計、製造、 施工、販売、賃貸及び輸出入
- ⑧ 工業所有権、著作権、ノウハウ、システム技術及びその他ソフトウエアの取得、 開発、企画、保全、利用、販売及び仲介
- ⑨ 情報処理及び情報提供業務
- ⑩ コンピューター、通信、映像、音響、医療及び介護に関するシステム機器並び にこれらのソフトウエアの製造、制作、販売及び貸与
- ⑪ 個人及び法人の資産運用、資金調達に関する指導及び情報提供業務
- ② 各種資格取得講座の開設並びにこれに関する教材の企画及び販売
- ③ 金銭の貸付及び債務の保証
- ④ 有価証券の保有、売買及び運用業務
- 15 第二種金融商品取引業
- 16 損害保険の代理業及び生命保険の募集業
- (7) 産業廃棄物処理に関する業務
- 18 通信販売業
- (19) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- ② 運送の取扱業及び代理業、海上運送業、船舶代理業並びに倉庫業
- ② 燃料油、潤滑油販売
- 22 出版物の制作及び販売
- ② 博物館、美術館及び資料館の経営及び管理並びに絵画、美術品及び工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理、輸出入及び展覧会の開催
- ② 塗料、合成樹脂製品、化学工業薬品の製造及び販売
- ⑤ 各種繊維品の染色整理加工及び販売
- 26 広告代理店業
- ② 高齢者向集合住宅施設の経営並びに当該施設の利用権の販売及び仲介
- ® 介護保険による居宅介護業務、居宅介護予防業務、居宅介護支援業務及び介護 予防支援業務並びに高齢者等の要介護者及び要支援者に対する介護業務
- ◎ 車椅子等の介護用具の製造、制作、販売及び貸与
- ⑩ 食料品、衣料品、事務用機器及び日用品雑貨の販売及び貸与
- ⑩ 理容業、美容業、クリーニング業及び宅配便の委託取次業務
- ② 家事代行業
- ③ 保育所、幼稚園及び託児所の運営
- 函 再生可能エネルギー等を利用した電気の供給に関する事業
- ® 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業務
- ⑩ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条(機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の各号に掲げる機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。

第7条

〔削除平成21年6月26日〕

第8条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって当会社の株式を取得することができる。

第9条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第10条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利

③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを 受ける権利

第11条(株主名簿管理人)

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株 予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱 わない。

第12条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に取締役会の決議により随時招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条(招集権者及び議長)

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、議長となる。
- 2 代表取締役が複数の場合、又は代表取締役に事故がある場合は、取締役会において あらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が株主総会を招集し、議長 となる。

第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに

従いインターネットを利用する方法で開示する措置をとることにより、株主に対して 提供したものとみなすことができる。

第17条(決議方法)

- 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項及び会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

- 1 議決権を有する株主は、当会社のその株主総会において議決権を有する他の株主1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面 を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第1節 取 締 役

第19条(員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条(選任方法)

- 1 当会社は、株主総会において取締役を選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条(代表取締役)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

第23条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第24条(社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

第2節 取締役会

第25条(招集権者及び議長)

取締役会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程による。

第26条(招集通知)

- 1 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく取締役会 を開催することができる。

第27条(みなし決議)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をした場合は、その決議事項を可決する旨の取締役会の決議があった ものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第5章 監査役及び監査役会

第1節 監 查 役

第28条(員数)

当会社の監査役は、3名以上とする。

第29条 (選任方法)

- 1 当会社は、株主総会において監査役を選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条(任期)

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。

第31条 (常勤の監査役)

当会社は、監査役会の決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第32条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第33条(社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

第2節 監查役会

第34条(招集通知)

- 1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊 急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

第6章 計 算

第35条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第36条 (期末配当)

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

第37条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金 の配当をすることができる。

第38条 (配当の除斥期間等)

- 1 当会社は、配当財産の交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、その交付義務を免れる。
- 2 前項の受領されない配当財産には、利息はつけない。

MISAWA HOMES CO., LTD.